

令和8年度～令和10年度

羽鳥ダム管理事業

羽鳥ダム堆砂量その他測量業務

特別仕様書

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条

令和8年度～令和10年度羽鳥ダム管理事業羽鳥ダム堆砂量その他測量業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「測量業務共通仕様書」(以下、「測量共通仕様書」という。)、「設計業務共通仕様書」(以下、「設計共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条

本業務は、羽鳥ダム管理規程に基づき、羽鳥ダム貯水池の堆砂量及び堤体の変位量を把握するため基準点測量等を行うものである。

(場 所)

第1-3条

業務位置は、福島県岩瀬郡天栄村大字羽鳥地内で別紙-1「位置図」に示すとおりである。

(業務概要)

第1-4条

本業務の概要は次のとおりであり、詳細は第3章作業内容に示すとおりである。

(1) ダム貯水池の堆砂状況調査

ダム貯水池堆砂測量 1式

堆砂状況報告書の作成 1式

(2) ダム堤体の変位測量

ダム堤体変位測量 1式

測量結果のとりまとめ 1式

(一般事項)

第1-5条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

(1) 測量作業規程第10条(作業計画)、第24条(基準点測量 作業計画)、第51条(レベル等による水準測量 作業計画)については、事前に監督職員と打合せ、承諾を得るものとする。

(2) 作業に伴う立木伐採等については、事前に監督職員と打合せを行い承諾を得るとともに、所有者の承諾を得た後に行うものとする。また、伐採は必要最小限に

とどめるとともに、伐採した有価木は付近に整理し、みだりに第三者に被害を与え、トラブルの生じることのないよう留意するものとする。

(3) 現地立入りにあたっては、事前に監督職員へ連絡を取った後、作業に着手するものとする。

(4) ダム堤体変位測量作業完了後、早急に測量成果のとりまとめを行い、監督職員に報告を行うものとする。

(配置技術者の確認)

第1-6条

測量共通仕様書第11条における業務組織計画の作成及び測量共通仕様書第12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第1-7条

受注者は、測量共通仕様書第38条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(作業基本条件)

第2-1条

(1) 業務の対象となる施設の概要は次のとおりである。

施設名：羽鳥ダム

型式：ゾーン型フィルダム 有効貯水量：25,951千 m^3

堤高：37.09m 計画洪水量：288 m^3/sec

堤長：169.48m 流域面積：42.69 km^2

常時満水位：686.00m 湛水面積：2.01 km^2

(2) 測量作業の基本条件は、次のとおりである。

本測量の基準となる既知点は、別紙-1「位置図」に示すとおりである。

作業船の操縦にあたっては、2級小型船舶操縦士もしくはそれ以上の資格を

有する者でなければならない。

(測量作業時の水位)

第 2 - 2 条

本業務における測量作業時の貯水位は下表のとおり想定している。

具体的な作業時期については監督職員と協議するものとする。

また、変位測量については、ダム貯水状況等により変更することがある。

作業名	区 分	作業時の水位	備 考
堆砂測量 (令和 8 年度)	貯水池	貯水位 671m 付近	落水時期
	取水導水路 (貯水池内)	貯水位 676m 付近	低下時
変位測量 (各年度毎)	1 回目	貯水位 686m 付近	取水開始直前
	2 回目	貯水位 676m 付近	低下時
	3 回目	貯水位 671m 付近	落水時期
	4 回目	貯水位 677m 付近	上昇時

(参考図書)

第 2 - 3 条

本業務で参考とする図書は、次表のとおりとする。

番号	名 称	発行所	制定 (改定) 年月
1	土地改良施設管理基準ダム編	農林水産省	令和 5 年 5 月
2	ダムの管理例規集	(財) 水源地環境整備センター	令和 3 年 11 月
3	測量作業規程	農林水産省	令和 7 年 7 月

(貸与資料等)

第 2 - 4 条

貸与資料等は、次表のとおりとする。

分 類	貸与資料	数 量
測量関係 資料	令和 5 年度 羽鳥ダム堆砂量その他測量業務報告書	1 部
	令和 7 年度 羽鳥ダム堤体変位測量業務報告書	1 部
その他	羽鳥ダム施設管理図	1 式
	羽鳥ダム工事誌	1 部

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第2 - 5条

第2 - 3条、第2 - 4条に示す参考図書及び貸与資料等の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 参考資料及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3 - 1条

本業務における作業項目及び数量は、次のとおりである。なお詳細は別紙 - 2 作業項目内訳表に示すとおりである。

作業項目	数量	備考
(1) ダム貯水池の堆砂状況調査	1式	
(2) ダム堤体の変位測量	1式	

(作業の留意点)

第3 - 2条

測量作業の実施に際し特に留意する点は次のとおりとする。

(1) 一般事項

第2 - 3条、第2 - 4条、測量共通仕様書及び設計共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。

(2) ダム貯水池の堆砂状況調査

堆砂測量を実施する測線位置の詳細は、別紙 - 3 堆砂測量測線位置図に示すとおりである。

横断測量の作業範囲は、ダム池敷のうち作業時のダム水位より高い範囲を対象とするが、現場条件等によりこれにより難しい場合には、監督職員と協議するものとする。

深浅測量の作業範囲は、ダム池敷のうち作業時のダム水位より低い範囲を対象とするが、現場条件等によりこれにより難しい場合には、監督職員と協議するものとする。

堆砂状況報告書の作成は、「ダムの管理例規集(令和3年11月)」に基づき実施するものとする。

(3) ダム堤体の変位測量

変位測量を実施する固定点(堤体外部)、堤体下流部定点及び堤体上流部定点の位置の詳細は、別紙 - 4 表面変位計位置図に示すとおりである。

基準点測量

本測量は、固定点(堤体外部)からなる基線から堤体下流部定点及び堤体上流部定点の水平移動を計測するものであり、計測手法にあたっては別途監督職員の指示によるものとする。

なお、測量作業に伴う伐採作業は見込んでいないが、現地の状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

水準測量

本測量は、固定点(堤体外部)を基点に堤体下流部定点及び堤体上流部定点の鉛直移動を計測するものであり、計測手法にあたっては別途監督職員の指示によるものとする。なお、変位測量に先立ち固定点(堤体外部)については、第2 - 1条(2)で示す既知点により標高の確認を行う。

調査結果のとりまとめは、「ダムの管理例規集(令和3年11月)」に基づき実施するものとする。

(管理技術者)

第3 - 3条

- (1) 管理技術者は、測量共通仕様書第7条によるものとし、測量士でなければならない。
- (2) 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う測量の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。この場合、管理技術者は、監督職員と事前打ち合わせの上で、屋外作業期間中、毎日、当該ダム管理所に出向き監督職員が保管する「屋外作業常駐記録簿」に押印し作業内容を記録することとする。なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

(業務写真における黑板情報の電子化)

第3 - 4条

黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができる。

黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下「機器等」という。)は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」(URL「<https://www.Cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL(<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条

測量共通仕様書第10条に基づく打合せについては、主として次の段階で行うものと

する。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

年度	実施段階
令和8年度	初 回 業務着手前の段階
	第2回 中間打合せ（堆砂測量結果報告段階）
	第3回 測量結果報告・報告書原稿作成段階（令和8年度分）
令和9年度	第4回 年度当初、業務着手前の段階
	第5回 測量結果報告・報告書原稿作成段階（令和9年度分）
令和10年度	第6回 年度当初、業務着手前の段階
	最終回 測量結果報告・報告書原稿作成段階（令和10年度分）

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、打合せ実施後直ちに業務打合せ記録簿を作成し、監督職員と相互に押印のうえ内容を確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象としない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

（成果物）

第5 - 1条

成果物を共通仕様書第18条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- 1．成果物の電子媒体（CD - R若しくはDVD - R）正1部、副2部
- 2．成果物の出力1部（測量図を除く電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

（成果物の提出先）

第5 - 2条

成果物の提出先は、次のとおりである。

〒962 - 0623 福島県岩瀬郡天栄村大字羽鳥字水上5 - 1

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所 羽鳥ダム管理所

第6章 契約変更

（契約変更）

第6 - 1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。ただし、軽微な場合は変更しない場合もある。

- (1) 第 2 - 1 条に示す「作業基本条件」に変更が生じた場合。
- (2) 第 2 - 2 条に示す「測量作業の時期」に変更が生じた場合。
- (3) 第 3 - 1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (4) 第 4 - 1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (5) 第 5 - 1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (6) 履行期間の変更が生じた場合。
- (7) 関係者協議等対外的協議により業務計画等に変更が生じた場合。
- (8) その他

(業務スライドの試行)

第 6 - 2 条

- (1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知)に基づく試行業務である。
- (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不相当となったと認めるときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- (3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費(業務費から当該請求時の履行済部分に対応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残業務費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に対応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
- (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
- (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、(2) ~ (5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
- (7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

(8) (4) 及び (7) の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が (2)、(6) の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1) に記載の通知に基づくものとする。

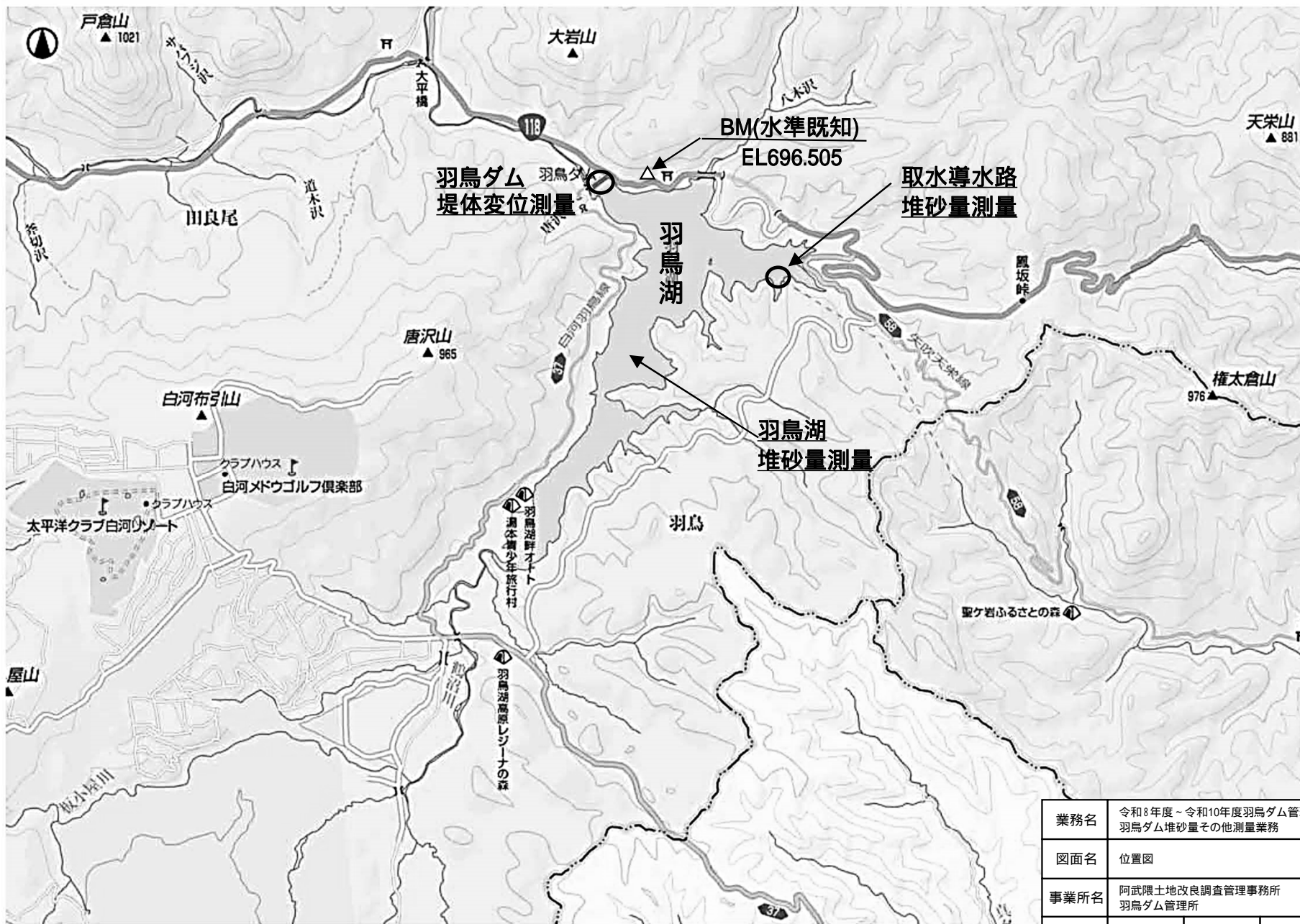
第 7 章 定めなき事項

(定めなき事項)

第 7 - 1 条

この特別仕様書に定めなき事項又は、この業務の施行にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙-1 位置図



業務名	令和8年度～令和10年度羽鳥ダム管理事業 羽鳥ダム堆砂量その他測量業務		
図面名	位置図		
事業所名	阿武隈土地改良調査管理事務所 羽鳥ダム管理所		
縮尺		図面番号	

別紙 - 2 作業項目内訳表

(1) ダム貯水池の堆砂状況調査 (令和 8 年度実施)

ダム貯水池堆砂測量 (測量業務)

作業項目	数 量
1 . 堆砂測量	
1) 横断測量	作業計画 1 式 現地踏査 本線 : 流心延長 3.5 km 支線 : 流心延長 2.0 km 本線 21 測線 (平均作業幅 229m) 支線 20 測線 (平均作業幅 91m)
2) 深淺測量	作業計画 1 式 本線 11 測線 (平均作業幅 526m) 支線 2 測線 (平均作業幅 53m) 取水導水路 15 測線 (平均作業幅 30m)
2 . 堆砂状況報告書の作成	1 式

堆砂状況報告書の作成 (設計業務)

作業項目	作業内容	作業実施欄
1 . 背水計算	設計洪水位を出発水位として、設計洪水量を流した場合の背水計算を不等流計算法により行う。 設計洪水位 : EL687.390m 設計洪水量 : 288m ³ /sec 粗度係数 : 0.04	
2 . 報告書の作成	堆砂測量の結果及び前項 1 の計算結果より、「ダムの管理例規集」に従い次の調書等について整理する。 堆砂状況調査表 堆砂による影響調査表 現在洪水位が用地買収線を越えている土地建物等 堆砂量及び貯水池容量等計算書 貯水池容量曲線図 現在洪水位計算書 (背水計算書) 平均河床高計算書及び調書 最深河床高調書 堆砂量年度別集計表及び堆砂曲線図 堆砂状況区分図	
3 . 報告書添付図の作成	「ダムの管理例規集」に従い次の図面について作成する。 貯水池平面図 (1 / 5,000) 1 枚 河床縦断図 (縦 : 1 / 200、横 : 1 / 6,000) 1 枚 横断図 (縦 : 1 / 200、横 : 1 / 1,000) 2 9 枚	

4. 取水導水路横断図等の作成	取水導水路測線の測量結果より、次の図面等について作成する。	
	取水導水路平面図 (1 / 1,000)	1 枚
	横断図 (1 / 100)	8 枚
	土量計算書	1 式

(2) ダム堤体の変位測量 (測量業務・令和 8 ~ 10 年度の各年度毎に実施)

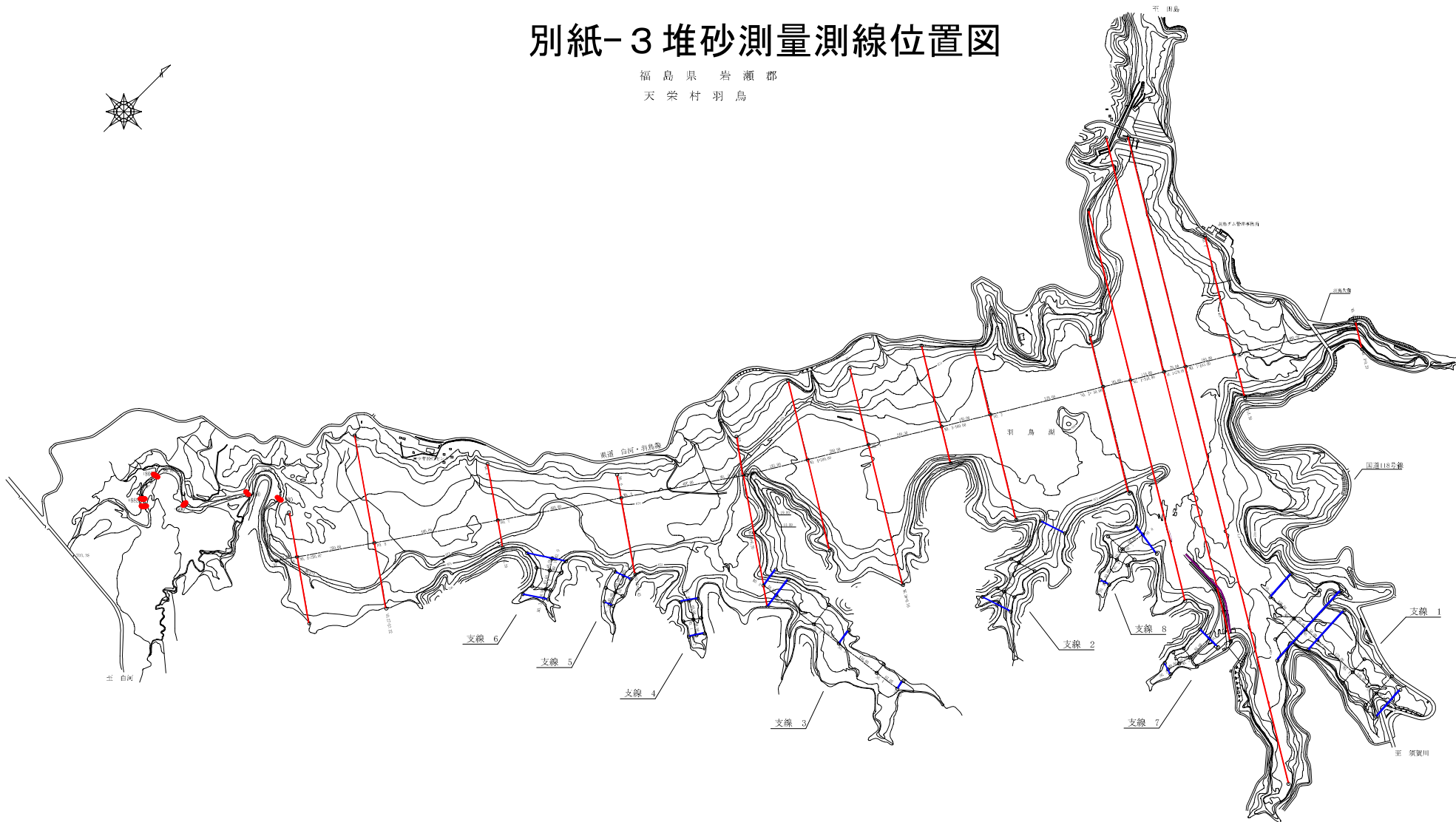
作業項目	数 量
1. ダム堤体変位測量 1) 4 級基準点測量	堤体外部固定点 4 点 堤体下流部定点 17 点 (10-E, 16-D1, 16-D, 16-E, 16-F, 16-G, 20-D1, 20-D, 20-E, 20-F, 20-G, 26-D1, 26-D, 26-E, 25-F, 25-G, 30-E) 堤体上流部定点 9 点 (16-A, 16-B, 16-C, 20-A, 20-B, 20-C, 26-A, 26-B, 26-C)
2) 4 級水準測量 1 回当りの観測延長	0.95km(既知点、固定点 4 点、堤体下流部定点 17 点) 堤体上流部定点 9 点 0.10km (16-A, 20-A, 26-A) 0.06km (16-B, 20-B, 26-B) 0.06km (16-C, 20-C, 26-C)
2. 測量結果のとりまとめ 1) . 変形計測記録の作成	1 式 調査結果を基に、過年度業務で作成した変形計測記録表及びグラフを更新する。

堤体上流部定点の測定は、次のとおりとし、貯水位の状況を勘案し監督職員が指示する。なお、測定が困難な場合は、変更対象とする。

名称	測定点標高 (H24.4 月時点)	1 回目	2 回目	3 回目	4 回目	備考
16-A	685.766					
20-A	685.783					
26-A	685.895					
16-B	679.522	-				
20-B	679.450	-				
26-B	679.507	-				
16-C	674.387	-	-		-	
20-C	674.508	-	-		-	
26-C	674.526	-	-		-	

別紙-3 堆砂測量測線位置図

福島県岩瀬郡
天栄村羽鳥



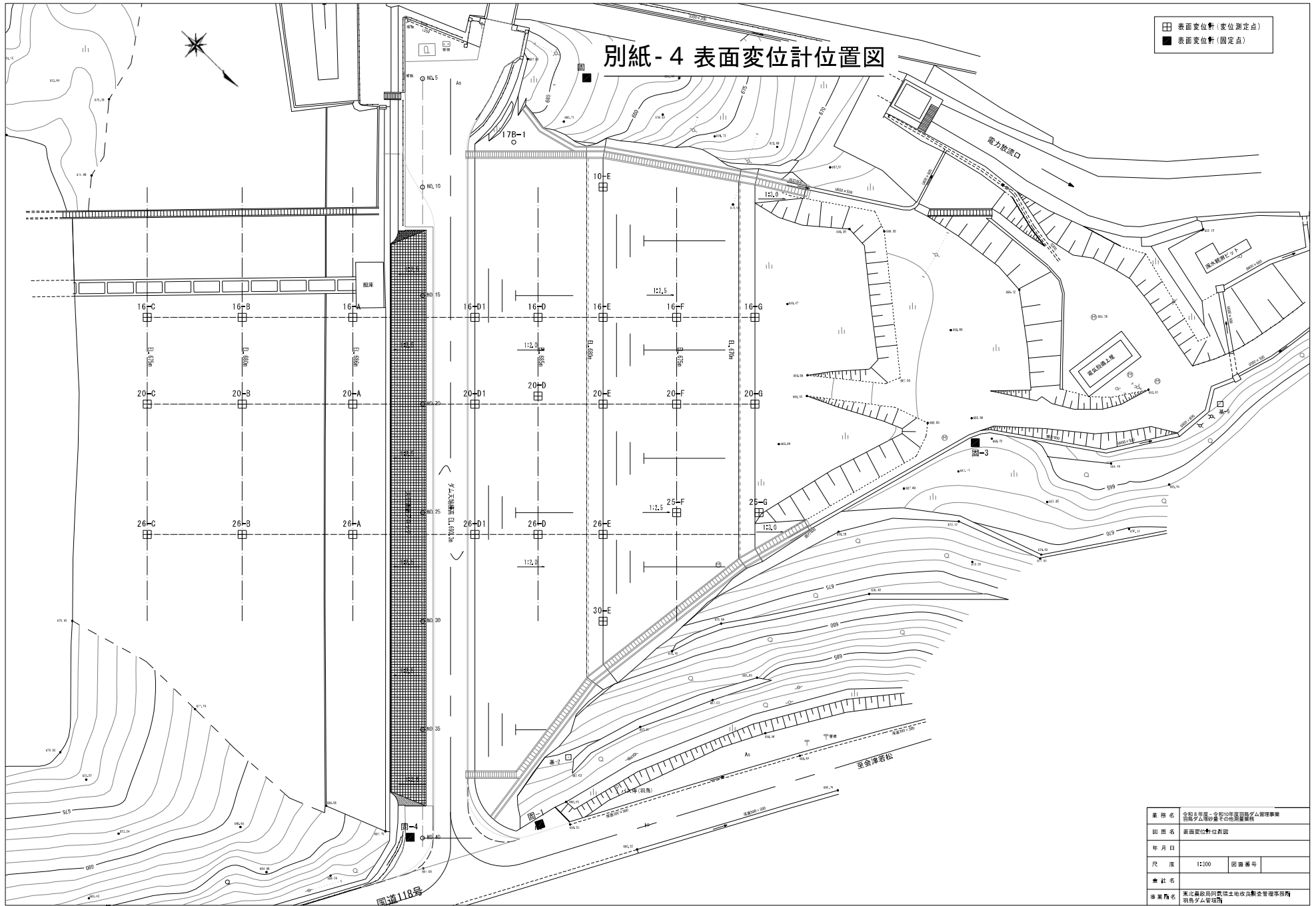
施行対象
 本線側線 ▬▬▬
 支線側線 ▬▬▬
 取水導水路 ▬▬▬

※取水導水路は水路センターを示したもので、測点間隔20m、作業幅30mとする。

事業名	令和8年度-令和10年度 羽鳥ダム管理事業	
業務名	羽鳥ダム堆砂量その他測量業務	
図面名	堆砂測量測線位置図	
縮尺		図面番号

別紙-4 表面変位計位置図

表面変位計(変位測定点)
 表面変位計(固定点)



業務名	令和3年度、令和4年度沼田ダム管理事業 沼田ダム堰のモニタリング業務		
図名	表面変位計位置図		
年月日			
尺 寸	1:200	図番	
業 社 名			
単 位 名	東北建設局沼田ダム建設管理事務所 沼田ダム管理課		